

## 林業・木材産業成長産業化促進対策のうち 木造公共建築物等の整備

【令和2年度予算概算決定額 8,603,809（8,888,322）千円】の内数

### <対策のポイント>

公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：1/2以内

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内  
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶木質化：木質化事業費の1/2以内  
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

### <事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。  
都道府県はさらに事業主体へ配分。

### 【参考】

公共建築物における木材利用優良事例集  
（林野庁HP <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/>）

### 《対象施設例》

#### 【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

#### 【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

#### 【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設  
（物販施設は対象外）



### ○事業のポイント

・JAS製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくなるため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、

- ① 工事の発注情報、
- ② 必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
- ③ 木材（素材・製材）の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

【お問い合わせ先】林野庁木材利用課（03-6744-2626）

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

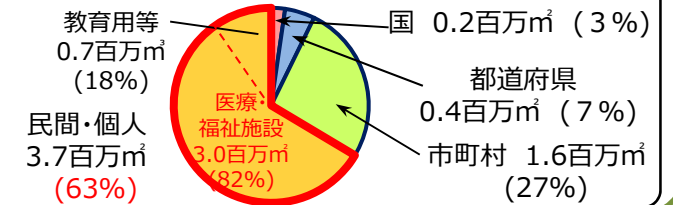
民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業（拡充）

【令和2年度予算概算決定額 45,253（39,626）千円】

<対策のポイント>

公共建築物（低層）の6割以上は民間部門が整備している状況を踏まえ、民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進するための取組を支援します。

<低層公共建築物床面積整備主体別割合（H29年度）>

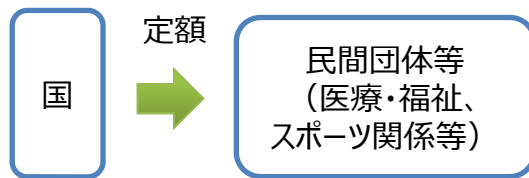


<事業の内容>

1. 各業界分野における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進

- 医療・福祉やスポーツ等の民間団体等が行う、施設の用途に適した木造化・木質化の在り方や低コスト化の方策の検討、検討結果に基づく訴求ツールの作成・普及等の取組を支援します。

<事業の流れ>



事業実施主体

<事業イメージ>

民間団体等

設計、施工、各業界分野の関係者等の専門家により各施設の用途に応じた木質化の在り方や低コスト化の方法等を検討



- 各施設の木造化・木質化の手引き等を作成

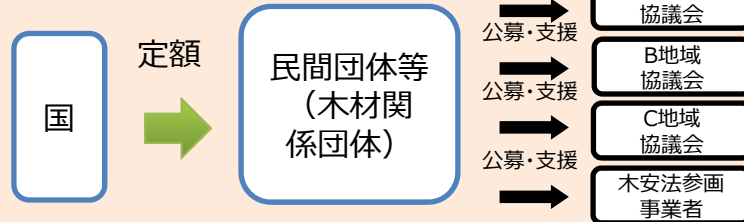
- 手引き等を活用したシンポジウムの開催等により施設の経営者層や設計・施工関係者への普及を展開



2. 地域における民間部門主導の木造公共建築物等整備推進（拡充）

- 地域の企業や行政が参画する地域協議会注1及び木安法注2による事業計画に参画している事業者を対象に、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供や設計支援等を行う取組を支援します。

<事業の流れ>



事業実施主体

民間団体等

地域協議会等を公募、支援先の選定等



協議会毎の課題に応じた支援策を検討



支援策に応じた専門家を派遣

支援要請



支援

(専門家派遣)



地域協議会等

- 各地域において専門家を交えたワークショップ等の開催を通じ、  
・公共建築物等の木造化・木質化に向けた設計等の具体の検討  
・木材供給に係る関係者間の連携体制構築等を実施



- 地域における公共建築物の木造化・木質化のノウハウや取組体制の定着

注1 地域協議会：地域の商業関係団体、木材関係団体、設計者、行政等により構成される協議会

注2 木安法：木材の安定供給の確保に関する特別措置法

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2626）